

平成 31 年第 2 回
周防大島町教育委員会会議 議事録（要点筆記）

- 1 日 時
平成 31 年 3 月 8 日（金） 14 時 06 分～16 時 10 分
- 2 場 所
周防大島町役場東和庁舎 2F 会議室
- 3 出席委員
西川教育長、長尾委員、沖広委員、國行委員
- 4 事務局出席者
永田教育次長、木谷総務課長、藤井社会教育課長、河内学校教育課長
小泉総務班長
- 5 欠席者
中村委員
- 6 傍聴者
なし
- 7 調整者書記
小泉総務班長
- 8 議事録署名委員の決定
沖広委員及び國行委員
- 9 議題及び議事の概要、質問または討論をした者の職及び要旨
 - (1) 議案第 1 号 平成 31 年度周防大島町教職員人事について
* 周防大島町教育委員会会議規則第 13 条により秘密会とする。

教育長 議案第 1 号について承認いただけますか。

委員 承認。

(2) 議案第 2 号 周防大島町教育委員会当初予算について

説明者：総務課長、学校教育課長、社会教育課長

質疑・意見等

（委員）学校教育課の部活動において、技術指導が困難となると特別なクラブなのかと理解してしまうが、全体的な部活に対する技術指導ということかという質疑。

（事務局）教員の人事配置等で昨年まで指導が得意であった先生が異動したとき、競技の専門的な指導が難しい場面があり、部活指導員を配置すれば継続的に学校の取り組みを充実することができるという意味合いもある旨説明。

（委員）読書活動推進事業は全小中学校ではないのかという質疑。

(事務局) 今回は6校について推進員の配置も含めて検討した上で取組んでみたいという事前のやり取りがあった上での予算措置であり、全ての学校には難しく、手を挙げていただいたところに配置し、今回は試行的に始めたいという旨説明。

(委員) 読書活動推進員は1名いるのかという質疑。

(事務局) 基本的に1名という限りはないが、地元で確保できる人員で予算配分するため、その配分の中で1名でも2名でも区切りはない。地元での人材確保が難しい部分があり全ての学校で対応できない旨説明。

(委員) 推進員が昼休みを中心に読書の指導や相談とあるのは先生対象なのか、それとも読み聞かせをしているボランティアの方が対象かという質疑。

(事務局) 資格的には教員資格を要するところはない。子供への読書指導であり、読書活動推進員が先生方やボランティアの方へ指導というのはあまりないと思う。子供たちへの指導や図書館の本の配置の工夫、読書をしたくなる環境づくりをしている。久賀小、明新小、城山小、安下庄小の4校からスタートし順次増えている旨説明。

教育長 議案第2号について承認いただけますか。

委員 承認。

(3) 議案第3号 周防大島町学校教育法施行細則の一部改正について

説明者：学校教育課長

質疑・意見等

(委員) 授業が長期休業中の始めとか終わりにと先ほど中学校の例があったが、小学校も数時間補習授業という形をとったりしているが、何時間程度すれば承認願いを出さないといけないとか、出しはほうがいいとかあるのか。カウントするときだけ出せばいいということで、補習で休業日扱いにするのであれば別に出さなくていいのかという質疑。

(事務局) 自主的な勉強で授業数にカウントしない場合は届出はらない旨説明。

(委員) 自由参加ではなく、みんなが来る場合も校長裁量で承認願いを出しで授業日にするのか、時数にカウントするのかという質疑。

(事務局) 校長判断になる旨説明。

(委員) 出さないといけないというわけではないですねという質疑。

(事務局) 年間の見込の中で通常の授業で確保できるのがほとんどだと思うのでその場合必要ない。気になるのは中学校3年生で学校のほうから質問もあり、その部分については今回できる規定が学校にとって有効に活用できればと思う。それと一つは休業日を変更することができ、「及

び授業ができるということ」で休業日に授業ができるということであり、これまでの休業日を変更するということと、さらに休業日に授業を行うことができるということで教育委員会としては運用を図っていきたいと考えている旨説明。

(委員) 高校の卒業式の日にちを変更して授業を楽にするとかそういう考えはないかという意見。

(事務局) 全国的に見たときに、長期休業中の期間を見直す自治体も実際にはあるかと思う。ただ、設置者である教育委員会が規則を改正してということになると思う。今後、県内他市町や全国の動向を見ながら本町においても今後検討の一つになっていく可能性もあると思っている旨説明。

教育長 議案第3号について承認いただけますか。

委員 承認。

(4) 議案第4号 周防大島町公民館条例施行細則等の一部改正について

説明者：社会教育課長

質疑・意見等

(委員) 周防大島町公民館条例施行規則等の一部改正について、様式1号中の分がずれている。しらき野活センター使用許可申請書と許可書で、使用時間が何時から何時となっているが、何時何分から何時何分という記載が必要ではないかという意見。

(事務局) 訂正をする旨説明。

(委員) 学習等共用施設使用簿で、使用日時が1日で何時何分から何時何分まで、何時何分から何時何分までと書かれているのは、分けて使用するのを前提に書いてあるのかという質疑。

(事務局) 1つに改める旨説明。

(委員) 陸上競技場専用使用許可申請書・許可書と総合体育館使用許可申請書は使用期間が2日とか3日の場合があるので年月日が分けてあるのかという質疑。

(事務局) 1日、2日間、3日間借りるにしても、あくまでも1日で完結させるということで毎日出してもらおう旨説明。

(委員) 総合体育館には放送設備はないのか。陸上競技場専用使用許可申請書には使用する選択の項目に放送器具があるが、総合体育館にも放送器具があれば申請書に書いておけばチェックをすることができるという意見。

(事務局) 総合体育館では放送施設を使用しても料金は発生しない旨説明。

(委員) 周防大島町町民運動場設置条例施行規則新旧対照表の現行で、町民

運動場ともう一つ下の何を削除しているのかという質疑。

(事務局) 庭球場であり、久賀学校給食センターができている場所に庭球場があった旨説明。

(委員) B&G体育館と大島町民グラウンドの間に屋内のゲートボール場があるが、その費用についての質疑。

(事務局) ゲートボール場は社会福祉協議会が管轄している旨説明。

教育長 議案第4号について承認いただけますか。

委員 承認。

(5) 議案第5号 周防大島町スポーツ推進委員規則の一部改正について

説明者：社会教育課長

質疑・意見等

特になし

教育長 議案第5号について承認いただけますか。

委員 承認。

(6) 報告第1号 周防大島町東和総合センター管理規則等の一部改正について

説明者：社会教育課長

質疑・意見等

(委員) 周防大島町農業者健康管理センター管理規則で、表記の仕方が12月29日から1月3日までとなっているのが、周防大島町東和総合センター管理規則は1月1日から同月3日と12月29日から同月31日までと2行になっているため、1行書きのほうが分かりやすいので統一してはという意見。

(事務局) 今回の報告案で修正がありましたので、町長部局に起案をする段階で修正をする旨説明。また、農業者健康管理センター使用許可書について条を号に修正をさせて報告させていただきたい旨説明。

(委員) 農業者健康管理センター使用許可書の使用施設設備器具の中で、機能訓練室と健康相談室はしばらく残しておくのかという質疑。

(事務局) 健康相談室は会議室として利用しており、機能訓練室は機能訓練に係る道具があり全部ではないが処分しているが、両室とも普通に残す旨説明。

(委員) 機能訓練室と健康相談室については、管理規則から削ってあるのに使用許可書には記載されているのは整合性が合わないのではという質疑。

(事務局) 農業者健康管理センターは多目的ホールと機能訓練室と健康相談室

に分かれており、条例にはその名称がある旨説明。

農業者健康管理センターは旧町の条例がそれぞれ4つあり、平成16年10月1日に合併することによりある意味無理をした形で町の条例に置き直した状況にある。今後、整理をしていかないといけないところであるが、各施設について補助金をいただき建設した経緯や、あとどれだけ補助金を償還すれば名称とかが自由に入れられるのか整理がまだできていない。今後整理した上で条例や規則の改正も必要になってくると思う。全体の施設をもう一度見直し機会を見て修正させていただきたい旨説明。

(7) 報告第2号 周防大島町高等学校通学支援費給付金交付要綱の一部改正について

説明者：総務課長

質疑・意見等

特になし

10 議決事項

議案番号	内 容	議決結果	議決日
議案第1号	平成31年度周防大島町教職員人事について	承認	平成31年3月8日
議案第2号	周防大島町教育委員会当初予算について	承認	平成31年3月8日
議案第3号	周防大島町学校教育法施行細則の一部改正について	承認	平成31年3月8日
議案第4号	周防大島町公民館条例施行規則等の一部改正について	承認	平成31年3月8日
議案第5号	周防大島町スポーツ推進委員規則の一部改正について	承認	平成31年3月8日

(教育長) 以上で、教育委員会を閉会します。